

宇美町長交際費の支出基準

〔令和 5 年 5 月 1 日宇総第 211 号町長決定〕

(目的)

第 1 条 この基準は、宇美町長及びその代理者が、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「町長交際費」という。）について、必要な事項を定めることにより、町政の円滑かつ効率的な運営及び行政運営の一層の透明化を図ることを目的とする。

(支出区分及び支出範囲)

第 2 条 町長交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限度の金額を支出するものとする。

2 町長交際費の支出区分、支出内容及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。

支出区分	支出内容	支出範囲
慶祝金	記念式典、慶事等に対するお祝い	2 万円を限度とする。
弔慰金	香典、供花、供物、初盆	別表に定める基準の範囲内
接遇金	来客を応接するための飲食等	社会通念上妥当と認められる範囲内
賛助金	各種団体等が行う事業の趣旨に対する賛助	1 万円を限度とする。
謝意	町政協力者や視察訪問先に対する謝意	社会通念上妥当と認められる範囲内
各種式典・総会、大会等	各種団体等の式典・総会、大会・行事等への参加に対する費用	会費に代わる祝金を含み、会費として明示されている場合は会費相当額。その他はおおむね 5,000 円とする。

(支出制限)

第 3 条 前条に規定する町長交際費は、次に掲げる場合に該当するときは支出することができない。

- (1) 懇親会等で単に飲食のみを目的とする場合
- (2) 補助金交付団体等が内部的な総会・大会を行う場合
- (3) 宗教行事又は宗教的行為若しくは内容を伴う行事の場合
- (4) 政治活動（政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 8 条の 2 に基づく政治資金パーティを含む。）にかかわる場合

(その他)

第 4 条 この基準に定めるもののほか、町長が特に必要と認めた場合は支出できるものとする。

(支出内容の公開)

第5条 町長交際費の支出状況については、宇美町の保有する情報の公開に関する条例（平成13年宇美町条例第17号）の規定により、個人に関する情報で特段の配慮が必要なものを除き、1月を単位として町ホームページにて公開するものとする。

(基準の変更)

第6条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、町長決定の日から施行し、令和5年度の町長交際費から適用する。

別表（第2条関係）

弔慰金の範囲と支出限度額

対象者		支出限度額	適用
現職	自治功労者	香典 10,000 円・生花 15,000 円・初盆 3,000 円※1	弔電
	国会議員(地元選出) 県議会議員(地元選出)	香典 10,000 円・生花 15,000 円・初盆 3,000 円	弔電
	町三役・町議会議員・町職員	香典 10,000 円・生花 15,000 円・初盆 3,000 円	弔電
	町三役・町議会議員・町職員の配偶者・父母及び子	—	弔電
	執行機関※2の委員等 附属機関※3の委員等	香典 10,000 円・生花 15,000 円・初盆 3,000 円	弔電
	消防団長・副団長・自治会長・ 小学校区コミュニティ運営協議 会会長	香典 10,000 円・生花 15,000 円・初盆 3,000 円	弔電
	消防団員	香典 10,000 円	弔電
	会計年度任用職員	—	弔電
元職	町三役・町議会議員・町職員※4	香典 10,000 円・初盆 3,000 円	弔電
	執行機関※2の委員等 附属機関※3の委員等	香典 10,000 円・初盆 3,000 円	弔電
	消防団長・副団長・自治会長・ 小学校区コミュニティ運営協議	香典 10,000 円	弔電

	会会長		
--	-----	--	--

- ※1 初盆 3,000 円は金額相当の線香セットを準備する。
- ※2 執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指す。
- ※3 附属機関とは宇美町附属機関に関する条例（昭和 45 年宇美町条例第 2 号） 第 2 条に規定するものを指す。
- ※4 元職員は定年退職者のみを対象とし、元職員、執行機関及び附属機関への支出は任期満了後 10 年間を対象とする。